

Information 01

火の取り扱いに注意を  
春の火災予防運動を実施します

3月1日(金)～7日(木)は、春の全国火災予防運動週間で、

市消防本部では、住宅防火対策および乾燥時・強風時の火災発生防止対策の推進などを重点目標として、消防団・婦人防火クラブ、少年消防クラブと協力し、街頭や車両による広報や、毎戸へチラシを配布します。

火災予防に対する意識を高め、大切な生命と財産を守りましょう。

前年より20件増加  
令和5年の火災件数

令和5年中における市内の火災件数は59件で、前年と比較すると20件増加。約6・2日に1件の割合で発生したことになります。

火災種別ごとの件数は、建物火災が26件、林野火災が3件、車両火災が8件、その他の火災が22件発生しています。

3月は最も多く  
火災が発生しています

令和5年中の月別での火災

発生件数は、3月が13件と最も多く、次に多いのが4月で11件です。この2カ月で全火災件数の40・7%を占めています。

3月、4月中の火災種別において、その他の火災(枯草火災など)が15件(62・5%)で最も多く、その出火原因は、たき火・火入れにより発生しています。

枯れ草の焼却に  
注意してください

たき火・火入れで火災になった経過を見ると、空気が乾燥した風の強い日にたき火をしたため延焼が拡大したり、火の粉が風により飛び火して周囲の可燃物に燃え移り火災となったり、消火が十分でなかったために再び燃え出して火災となるなどの原因が挙げられます。たき火による火災は、一人一人の火の取り扱いに注意する、ちよつとした不注意が原因となって発生してしまいます。

また、農業などを営むためにやむを得ないもの、宗教上

の行事に関わるものなど、一部の例外規定を除き、野外での焼却行為は廃棄物処理法で禁止されています。例外行為であっても、火災などの発生が伴いますので、次の事項に十分注意してください。

- 監視人を必ず置きましょう
- 火から離れるときは完全に消火しましょう
- 消火に必要な器具などを必ず準備しましょう
- 風の強い日や空気が乾燥しているときはやめましょう
- 煙や炎が発生する行為のため、消防署に届出が必要で

【問い合わせ】消防本部予防課(予防建築係)  
☎0220(22)1900



Information 03

米山総合支所の庁舎を  
移転します

米山地区公共施設複合化整備事業の実施に伴い、現在の米山総合支所を解体し、新たに複合化施設を建設するため、米山総合支所を仮庁舎に移転します。仮庁舎での業務期間は、おおむね2年間の予定です。

【移転先】旧米山農村総合管理施設(通称・アグリピア館)

※道の駅米山「隣」  
【仮庁舎での業務開始日】2月26日(月)  
【バス停の移設】移転に伴い、市民バス、住民バスの「米山総合支所前停留所」も26日(月)の運行便から仮庁舎前に移設  
【問い合わせ】米山総合支所市民課(地域振興係)  
☎0220(55)2111



Information 04

各総合支所での  
保健師・栄養士の業務体制

市は、適切な対応と質の高いサービスの提供を目指し、令和5年度から、5つの総合支所(迫・中田・東和・米山・豊里)に保健師・栄養士を配置したブロック体制により、組織力の強化を図っています。

【4月からの相談窓口体制】石越・登米・南方・津山総合支所は、毎週月・水曜日の午前9時30分から午後4時まで、保健師などが出向きます。また、この日時以外でも、電話相談な

らびに事前予約による窓口対応が可能です。下記の担当総合支所へ連絡してください  
【各種健診】成人検診や、がん検診などは、これまでどおり地域ごとに実施します  
【保健指導や地域支援】保健指導や健康教室などの活動は、これまでどおり各地域に出向いて実施します  
【問い合わせ】市民生活部健康推進課(地域保健係)  
☎0220(58)2116

健康づくりに関する問い合わせ

ブロック	担当総合支所	
迫地区	迫総合支所	☎0220(22)5554
中田・石越地区	中田総合支所	☎0220(34)2314
東和・登米地区	東和総合支所	☎0220(53)4113
米山・南方地区	米山総合支所	☎0220(55)2112
豊里・津山地区	豊里総合支所	☎0225(76)4113

Information 02

あなたの声を市政に  
市政モニターを募集

飲酒運転を  
根絶しましょう

昨年末から、市内での飲酒運転による検挙件数が増加しています。飲酒運転は、重大な犯罪行為です。飲酒運転による交通事故の悲惨さを市民一人一人が理解し、飲酒運転を根絶しましょう。

佐沼警察署  
☎0220(22)2121  
登米警察署  
☎0220(52)2121

【内容】▼市政に対して、建設的な意見や要望などを随時提出▼モニター会議への出席▼市政についてのアンケート調査などへの回答▼市長から要請がある会議などへの出席  
【定数】9人  
【任期】委嘱日から令和7年3月末まで  
【応募資格】▼18歳以上で、1年以上市内に在住の人▼地方公共団体の職員でない人▼モニターの職務を積極的に履行できる人  
【応募方法】申込書に必要事項を記入し、総務部市長公室(市

役所迫庁舎2階)に持参または郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか  
【申込用紙】各総合支所と市長公室に備え付けのほか、市公式ホームページからダウンロードできます  
【募集期限】3月12日(火)  
【申し込み・問い合わせ】総務部市長公室(秘書総務係)  
〒987-0511/迫町佐沼字中江二丁目6-1  
☎0220(22)2090  
FAX0220(22)9164  
✉shichokoshitsu@city.tome.niyagi.jp

Information 05

意見をお寄せください  
市議会モニターを募集

【内容】▼議事堂やインターネット配信での議会傍聴▼議会運営や議会だよりなどへの意見▼議会との意見交換会への出席▼議会アンケート調査への回答  
【定数】20人以内  
【任期】委嘱日から令和7年3月末まで  
【応募資格】▼18歳以上で市内に在住の人▼議会運営に関心を持つ人▼議員および常勤の公務員でない人  
【応募方法】申込書に必要事項を記入し、議会事務局(市役所

迫庁舎3階)に持参または郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか  
【申込用紙】議会事務局に備え付けのほか、議会ホームページからダウンロードできます  
【募集期限】3月11日(月)  
【申し込み・問い合わせ】議会事務局  
〒987-0511/迫町佐沼字中江二丁目6-1  
☎0220(22)1913  
FAX0220(22)9225  
✉gikaijimu@city.tome.niyagi.jp

Information 06

とめ市民活動プラザが  
移転します

市民活動団体やコミュニティ組織などの活動をサポートする「とめ市民活動プラザ」が、現在の迫にぎわいセンターの建物に移転します。移転作業のため、3月18日(月)から31日(日)までの2週間、とめ市民活動プラザを休館します。

【移転日】4月1日(月)  
【移転後の場所など】  
場所：迫町佐沼字西佐沼70  
☎0220(21)5565  
開館時間：午前9時～午後10時  
【問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課(市民活動支援係)  
☎0220(22)2173